

# I W A T S U サービス標準契約条項

2025年4月21日発行

## 第1条（契約条項の適用）

1. 岩崎通信機株式会社（以下「当社」といいます。）は、このIWATSUサービス標準契約条項（以下「本条項」といいます。）に基づき、第2条に定める本サービスを提供します。
2. 本条項とIWATSUサービス申込書兼承諾書（以下「申込書」といいます。）の規定が異なるときは、申込書の規定が本条項に優先して適用されるものとします。

## 第2条（定義）

本条項においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）本サービス：本条項に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する申込書に定めるサービス
- （2）契約者：申込書に基づいて本サービスの提供を受ける申込書「1. 申込者」記載の者
- （3）利用契約：申込書に基づく本サービスの提供に関する契約（申込書および付随する契約）
- （4）契約者設備：本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- （5）本サービス用設備：本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- （6）本サービス用設備等：本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- （7）標準利用規約：申込書別紙\_同意事項 No. 3 記載のIWATSUサービス標準利用規約
- （8）消費税等：消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- （9）エンドユーザー：契約者が利用契約に基づき本サービスの利用を承諾した、申込書「2. エンドユーザー情報」記載の者
- （10）契約者等：契約者およびエンドユーザー

## 第3条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの契約者が、当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

## 第4条（契約期間）

本サービスの契約期間は、利用契約に定めるものとします。

## 第5条（利用料金および支払方法）

1. 契約者は、利用契約に定める本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を、利用契約に定める支払方法により支払うものとします。
2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第6条（遅延利息）

1. 契約者の責に帰すべき事由により前条第1項の規定による利用料金が、利用契約に定める支払約定期間内に支払われなかったときは、当社は契約者に対して、支払約定期間満了の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。
2. 天災、その他やむを得ない事由により支払約定期間までに支払いをしない場合は、当該事由の継続する期間は、支払約定期間に算入せず、または遅延利息の支払日数も計算しないものとする。
3. 第1項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てるものとする。

## 第7条（一時的な中断、提供停止および支払い義務）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第8条（利用契約の解約）第2項各号のいずれかに該当する場合または契約者が利用料金未払いその他利用契約に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
4. 本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。
5. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## 第8条（契約の解約）

1. 契約者および当社は、次の各号のいずれかにより利用契約を解約できるものとします。
  - (1) 申込者および当社の双方が利用契約の解約について合意した場合
  - (2) 相手方が利用契約のいずれかに違反した場合
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らかの催告を要せず利用契約の解約が出来ることとします。なお、本項による解約は損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
  - (2) 民事再生手続、会社更生手続、破産もしくは競売等の申立を受け、または自ら民事再生手続、会社更生手続もしくは破産の申立をした場合
  - (3) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合
  - (4) 振出し、保証し、引受け、または裏書した手形、小切手の不渡、支払停止その他財産状態が悪化したと認められる場合
  - (5) 信頼関係を損ねる行為により、利用契約の継続が困難となった場合
  - (6) 相手方に財産上、または信用上の損害を与えた場合
  - (7) 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合

## 第9条（契約解約時の返金）

1. 前条第1項により利用契約が解約された場合、契約者から当社へ既に支払われた利用料金の返金はないものとします。ただし、当社の責による解約についてはこの限りではありません。
2. 前条第2項により契約者が利用契約を解約した場合、当社は契約者から当社へ既に支払われた利用料金のうち、残存期間分の保守料金の返金については協議するものとします。
3. 前条第2項により当社が利用契約を解約した場合、申込者から当社へ既に支払われた利用料金の返金はないものとします。

## 第10条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断において第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第13条（秘密情報の取り扱い）および第14条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第11条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の文書による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

## 第12条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

### 第13条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ文書で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ文書による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から文書による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第10条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の文書による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

### 第14条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩

しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第15条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由、または当社の利用契約の違反が直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は当社が受領した第4条（契約期間）に定める本サービスの契約期間の利用料金の合計額を超えないものとします。ただし、契約期間が1年を超える場合は契約期間に契約者が支払う金額を契約期間で除し、1年間に換算した金額を限度とします。
2. 契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が標準利用規約第11条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
3. 本サービスまたは利用契約に関して、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約に違反したことによりエンドユーザーに損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによってエンドユーザーに対する一切の責任を免れるものとし、エンドユーザーに対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

#### 第16条（免責）

1. 本サービスまたは利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)およびデータベースに起因して発生した損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
  - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
  - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
  - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
  - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

#### 第17条 (反社会的勢力等の排除)

1. 契約者および当社(再委託先を含みます。本条において以下同じ。)は、自己またはその会社の役員等(会社法第423条第1項に定める者をいいます。以下同じ。)もしくは実質的にその会社を支配する者について、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行わない事を相互に確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社は、相手方が前各項のいずれかに違反した場合、何らの催告も要することなく、また相手方に対する何らの補償も要することなく直ちに本契約を解約できるものとします。なお、申込者または当社による本条に基づく契約の解約は、解約した当事者が被った損害の相手方に対する賠償請求を妨げるものではありません。

#### 第18条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のWebページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のWebページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはWebページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### 第19条（変更通知）

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第20条（協議等）

利用契約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は契約者と当社は誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

#### 第21条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第22条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

以上